

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「改正税法説明会」のご案内 ◆「決算事務説明会」のご案内
- ◆「パソコン講座（初級編）」のご案内 ◆新入社員スキルアップ研修

●本部等の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、7月に予定されている事業等はありません。

●支部の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、7月に予定されている事業等はありません。

●青年部会の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、7月に予定されている事業等はありません。

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
7	10	金	役員会 11:00 ~ 13:00 於:事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 7月10日 ● 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 7月15日 ● 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日 ● 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
 - 2月、5月、8月、11決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 11月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
 - 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
- 7月において市町村の条例で定める日
- 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

(II) 知らないで損する税情報

アフター・コロナ

税 理 士 堤 一 博

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、いまだに綱渡りの状況です。

今回の新型コロナがワクチンや特効薬の開発などで一旦は終息しても、第二波・第三波と断続的に繰り返すと警告もあります。

コロナから受けた打撃への対処には、まず企業の生命線である「資金繰り」を政府系金融機関の融資など資金調達と企業継続のための支援策である「持続化給付金」や「雇用調整助成金」など支援を組み合わせ、また、申告期限・納税猶予などの税制上の支援策を活用して、所要の資金を確保することが必要です。

さて、緊急事態宣言下での自粛生活で国民の消費生活が一変して、在宅勤務を余儀なくされ、リモートワークやテレワーク等々新しい生活スタイルが、前面に躍り出ました。

テレワークとは、情報通信技術を利用して行う事業場外勤務形態です。

テレワークにかかる所得税について、自宅での勤務に伴い、従業員の自宅で発生するインターネット関係の通信費や電気代を補助する場合には、従業員に一律に支給する「テレワーク手当」も一つの方法ですが、この方式では、原則的に、給与課税の対象となります。しかし、業務の遂行上必要とされる費用で、本来企業が負担すべきものですので、従業員側から業務使用に係るインターネット回線の通信費や光熱費などその明細を明らかにして実費精算する場合には給与課税の対象外となります。

また、通勤手当は各人の通勤状態にあわせて非課税限度額が設定されていて、これを超過する額は給与課税されます。通勤に係る費用相当額の実費精算というわけです。したがって、1ヶ月1日も出勤しない場合には、原則的には、給与課税対象となりますが、定期券の購入の事実があれば、非課税です。

さらに、中小企業がテレワークを推進するために必要な設備を取得することを支援するために、法人税では、従来からある「中小企業経営強化税制」の「生産性向上設備（A類型）」、「収益力強化設備（B類型）」に加えて、新たに「デジタル化設備（C類型）」を追加されました。このテレワーク向けデジタル化設備を、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合には、「取得価額の全額を即時償却」又は「取得価額×10%の税額控除」を受けることができます。ただし資本金が3,000万円超の会社は、税額控除の額が「取得価額×7%」になります

対象設備は、①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする投資計画に基づく設備で、右記の金額の要件があり、中古品は対象とはなりません。なお、取得価額の要件を判定する場合には、会社が税抜経理をしているときは税抜で、税込経理をしているときは税込で判定します

区 分	適用要件
機 械 装 置	160万円以上
工 具	30万円以上
器 具 備 品	30万円以上
建物付属設備	60万円以上
ソフトウェア	70万円以上

これには、いわゆる経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定が必要です。事業分野ごとに提出先が異なりますので、中小企業庁のサイトなどで確認ください。提出してから認定までは概ね30日程度とされているようですので、認定後、事業年度末までに事業の用に供すれば、適用できます。

適用期間は、令和3年3月31日までです。

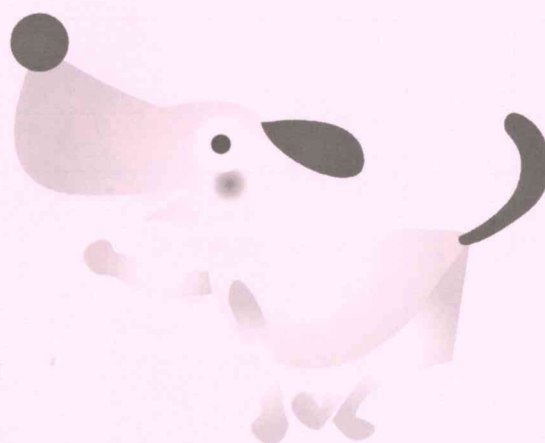
また、中小企業・小規模事業者等が、その生産性を改善することを目的として、ITツールを導入する場合、テレワーク導入や業務改善の費用を支援するIT導入補助金「特別枠」があります。補助率も「一般枠」の1/2を「特別枠」では2/3に拡充されていて、補助額は30～450万円です。審査等の一定の条件がありますが、公募前に購入したITツール等も対象となります。ただし、PC・タブレット等のハードウェアについては、レンタル費用は対象ですが、購入費用は対象外です。このIT導入補助金で検索して、応募方法等を確認ください。

かつてリーマンショック後に、「ニューノーマル」という言葉が生まれました。これは、当時、回復したとしても元の姿には戻れないとの認識に基づき、以前では異常とされていた状態が当然のものとしてありふれた日常となる意味で用いられました。

世界的に蔓延している新型コロナ禍は、一旦は、沈静化するでしょうが、長期戦となれば、自粛生活、あるいはそれ以上の窮屈な社会生活が恒常化する可能性もあります。このような新しいライフスタイル・消費者の価値観の変化に適合する生産・営業・労務・金融の企業体制を整備することが重要と考えます。

世界に蔓延している新型コロナ禍は、一旦は、沈静化するでしょうが、長期戦となれば、自粛生活、あるいはそれ以上の窮屈な社会生活が恒常化する可能性もあります。このような新しいライフスタイル・消費者の価値観の変化に適合する生産・営業・労務・金融の企業体制を整備することが重要と考えます。

世界的に蔓延している新型コロナ禍は、一旦は、沈静化するでしょうが、長期戦となれば、自粛生活、あるいはそれ以上の窮屈な社会生活が恒常化する可能性もあります。このような新しいライフスタイル・消費者の価値観の変化に適合する生産・営業・労務・金融の企業体制を整備することが重要と考えます。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2020	7	新型コロナウイルス感染症関連で、特に計画をしておりません。					
		21(金)	15:00～16:30	本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス	
	8		11:00～12:00	本部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル	
		28(金)	12:30～13:00	本部	理事会	ソラリア西鉄ホテル	
		8(火)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	
		10(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級)	サンセルコビル7F	
	9	11(金)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級)	サンセルコビル7F	
		14(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級)	サンセルコビル7F	
		15(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級)	サンセルコビル7F	
	10						
				15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	
	11						
		24(火)	14:00～15:30	本部	講演会(経営セミナー)	ソラリア西鉄ホテル	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症関連で、中止若しくは延期する場合があります。